

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県桜井土木事務所において閲覧できます。

平成二十五年十二月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十五年八月八日奈良県指令桜土第四六一八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十五年十一月二十七日桜土第六五一二二号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十五年十一月二十七日桜土第六六一五号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市西池尻町三一三番一及び三一四番一の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪七二番地三

株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市西池尻町三一三番一及び三一四番一の各一部

下水道 橿原市西池尻町三一三番一及び三一四番一の各一部